

# 現場代理人の常駐義務の緩和措置について

利府町が発注する工事及び業務について、建設業における中長期的な担い手の確保及び育成を図るため、当面の措置として下記の一定の要件を満たす場合、現場代理人の兼務の常駐義務を緩和する特例措置を実施します。

## 記

### 1. 対象工事等

以下の全ての条件を満たす3件までの工事及び業務について、現場代理人の兼務を認めることとする。

#### (1) 工事内容

利府町が発注する工事及び業務とし、入札時等の仕様書に「現場代理人の兼任を認める」記載があること。

(発注者が単独の現場代理人が必要と判断する場合は、仕様書に「現場代理人の兼務を認める」記載をしないことにより、従来どおりの取扱いをすることができる。)

#### (2) 発注者

利府町

#### (3) 施工場所

利府町内又は10km以内

#### (4) その他

この緩和措置により、他の工事を兼務している現場代理人は、監理技術者又は専任の主任技術者と兼務できない。

技術者が現場代理人を兼任し、かつ、3件の現場を兼任できるのは、その現場が上記の(1)から(3)の条件を満たし、その工事の下請契約の請負代金総額が1件当たり4,500万円未満(建築一式工事は7,000万円未満)である場合。)

### 2. 現場代理人の兼務承認等

請負者等は、現場代理人を兼務する場合、現場代理人が不在となる時に工事現場の運営・安全管理等を行う連絡員を滞在させるものとし、現場代理人を兼務する前に、兼務する工事名及び連絡員等を記載した現場代理人兼任承認願(様式)を各々の監督職員に提出し、発注者の承認を得るものとする。

### 3. 現場代理人兼務の不承認等

発注者は、現場代理人兼任承認願について、発注者が工事現場の運営・安全管理等に支障があると判断した場合は、不承認とすることができる。また、承認後であっても工事現場の運営・安全管理等に支障があると判断した場合は、解除をもとめることができるものとする。

#### 4. 適用

令和5年8月1日以降に契約する工事及び業務に適用する。ただし、兼務させる一方の工事等が適用日以前のものについても、工事担当課の監督職員に現場代理人兼任承認願（様式）を提出し、発注者の承認を得た場合は適用可とする。

#### 5. 実施期間

令和5年8月1日から当面の期間とする。